

平成28年11月30日
(2016年)

業者各位

和歌山市長 尾花正啓

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における現場管理費の見直しについて（通知）

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準について、下記のとおり算定式を改めますのでお知らせします。

(1) 予定価格が1億円未満の建設工事

ア 低入札価格調査基準価格

変更なし（現行：設定しません。ただし、予定価格が1,000万円以上1億円未満の工事において最低制限価格（最低制限価格が変動する場合にはその上限値未満）で入札した場合には補足資料の提出を求めます。）

イ 最低制限価格

(ア) プラント工事

機器費×0.85 + 直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9
+ 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.55

(イ) 上記(ア)以外の工事

直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9
+ 一般管理費等×0.55

(2) 予定価格が1億円以上の建設工事

ア 低入札価格調査基準価格

(ア) プラント工事

機器費×0.85 + 直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9
+ 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.55

(イ) 上記(ア)以外の工事

直接工事費×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9
+ 一般管理費等×0.55

イ 最低制限価格

(ア) プラント工事

機器費×0.8 + 直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.85
+ 現場管理費×0.85 + 一般管理費等×0.55

(イ) 上記(ア)以外の工事

直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.85 + 現場管理費×0.85

+ 一般管理費等×0.55

(3) 設定範囲

変更なし(現行: 予定価格の75%から90%の範囲内)

(4) 実施時期

平成28年12月以降の公告分から実施します。